

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成18年8月

(平成22年6月一部変更)

(平成26年12月一部変更)

(令和3年12月一部変更)

(令和5年9月一部変更)

飯塚市

農業経営基盤強化促進基本構想目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	25
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
	その他効率的かつ総合的な利用に関する事項	27
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	28
1	地域計画策定事業に関する事項	29
2	農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	37
3	農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
	その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	37
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進のその他の委託を受けて行う農作業実施の促進に関する事項等	41
5	その他農業経営基盤強化促進事業に実施に関し必要な事項	41
第6	その他	42

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 飯塚市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡市を中心とする福岡都市圏に、南は嘉麻市、桂川町の嘉飯山東南部圏域に、北は直方市を中心とする直方・鞍手圏域にそれぞれ接している。

また、北と南は遠賀川流域平野が開かれており、東は関の山、西は三郡山地等に囲まれ、生態系を保護する自然が残されており、耕地は、その遠賀川に沿った平野部に開け、それをとりまく山地部に散在している。盆地に位置するため、気候は夏冬と昼夜の気温差が激しく内陸性気候の特徴を示しているが、一年を通して見ると平均気温16.6度、相対湿度72%と概ね温暖であり、農産物の生産に適した自然条件に恵まれている。

このような立地条件及び気候条件を活かして、水稻を基幹作物とし、野菜・果樹・花き並びに酪農・肥育の畜産、集落営農組織を中心とした大豆・麦との複合経営からなっている。

こうした中、中核的な担い手への面的集積を進めると同時に、生産の組織的活動の強化を図ってきたが、農業経営改善計画の認定農業者は、果樹、花き、畜産農家が主体となっており、土地利用型農業経営の育成という面においては、不十分である。

地域農業の維持・発展のためには、土地利用型農業経営体の育成が必要不可欠であり、地域の実情に即して、地域が支え、地域を支えるという相互の協力、共助関係に基づく地域の中心的な経営体となる多様な担い手の醸成と育成を推進する。

また、それらの担い手を中心とした地域農業の組織化の推進を図るため、地域及び関係機関等の協力によるフォローアップ活動の拡充を図ることが重要な課題となっている。

2 飯塚市の農業構造の見通しについては、令和2年を基準に過去10年間で、経営耕地面積は2,067haから1,879haと減小(△9.1%)、農家数は1,347戸から1,019戸へ減小(△24.4%)、基幹的農業従事者数も1,737人から1,089人へ減少(△37.3%)と大きく減小しており、直近の5年間では多少緩やかな減少となっているものの、今後もこの傾向は続くと思われる。

また、高齢化や耕作者の減少に伴う耕作放棄地の増加や、市内の道路整備等の開発に起因する住宅用地等への転用等の農外利用が将来増加すると思われる。

水田農業の現状は、小規模経営農家が多く、あわせて、高齢化、核家族化等に起因する離農

等が進み、水稻作付農家戸数が減少傾向にある。

また、農業を縮小・離農した農家も、活用しない農地の転用期待を想定して資産的に保有していく可能性があり、今後こうした未活用の農地の増加を防ぎ、優良農用地を確保し、高度利用及び農地活用率の維持を図るためにも、離農者・高齢者等を含めた集落単位での農業経営へと誘導する必要がある。

中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、または、担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手への利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

更には、FTA、EPAなどによる経済のグローバル化や担い手の高齢化、大規模な自然災害の頻発化など、農業を取り巻く環境は大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の低迷や経営への影響などに対し、地域農業が持続していくための対応が求められている。

一方で、農業の現場ではIoT（Internet of Things、物のインターネット）、AI（人工知能）などを活用したスマート農業技術の導入による省力化や生産性向上の取組も進んでいる。

このような状況下、産業としての農業は減退の一途をたどる傾向にあり、第2種兼業農家が農地を資産的に保有し、安定した兼業農家としての形態を保持している状況が拡大しつつある一方で、一部には規模拡大、効率的な生産条件を望む農家への農地の流動化も行われている。

総括すると、本市の農家の経営形態は、下記の4つに大きく分類される。

- (1) 意欲的な担い手農家及び大規模経営志向農家が、企業的経営感覚を導入し規模拡大等を進めながら生産活動を行っている。
- (2) 集落営農組織の一員として、農業経営の効率化を図りつつ個別の生産活動を行っている。
- (3) 安定した農外収入に依存しながら、現状の経営形態を維持し生産活動を行っている。
- (4) 農作業の大部分を委託しながら、小規模な生産活動を行っている。

従って、地域農業を維持・発展するためには、水田における集落営農組織等の大規模土地

利用型農業経営体を育成し農地の集積による作業の効率化を図るとともに、個別農家の経営安定を図るため、米に偏る生産体系から収益率の高い野菜等の品目への転換を進める必要がある。

市は、福岡嘉穂農業協同組合、福岡県飯塚普及指導センター等と協力し、より収益性の高い作物の選定、作付の転換・誘導及び販路の確保に努めるとともに、国等の交付金を活用し農業収入の安定を図る。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう概ね5年ごとに、その先の10年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり370万円程度、1経営体当たり490万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり年間150日以上かつ1,200時間以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度)を目標とする。

5 また、将来の飯塚市農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを

支援する農業経営基盤強化促進事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。))第4条第3項)及びその他の措置を総合的に実施する。

まず、飯塚市は、福岡嘉穂農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、飯塚市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、福岡県飯塚普及指導センター(以下「普及指導センター」という。))等が十分な相互連携の下で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や地域内での総合的な連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動、農家集落における座談会や集落代表者会議等からの情報収集を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努め、特に、農用地の利用集積・集約を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び農地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を支援する。

また、地域での話し合いにより農用地の利用集積・集約を進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体または組織経営体(以下「認定農業者」という。)、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等(以下「認定新規就農者」という。)の経営改善に資するよう、これらの農業者を支援するために組織する団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積・集約の方向性を具体的に明らかにする

よう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、高収益園芸経営体の育成や新規作目の導入を推進する。

営農組合等の生産組織は、効率的な生産単位であり、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として位置づけ、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより経営の効率化を図り、体制が整ったものについては重点的に法人形態への誘導を図る。

法人化した営農組合には、農地中間管理機構を活用し経営規模の拡大を図るとともに、農業協同組合及び普及指導センターと協力し、より安定した経営となるように指導、支援を継続して行う。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、既に農産物直売等の地域活性化にも意欲的に取り組んでいる例があり、これらの活動への積極的な支援を行うとともに、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業を営む農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図る。また、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営のみならず、地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」及び「実質化された人・農地プラン」と整合性が取れるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体の協力のもとに市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

また、農業者の高齢化及び後継者不足が進行し、集落営農の組織化が円滑に進まず農地の耕作放棄地化が進行する恐れがある地域については、地域内の新たな担い手の育成を行うとともに、近隣の担い手への農地集積や農業分野への参入を指向する企業についても選択肢として考慮する。

6 市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、飯塚市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、下記の営農類型については、あくまで例示であり、これらに該当しない営農形態については近隣の市町村の主要な営農類型等も参考にしつつ、個別に指標を判断することとする。

[組織経営体]

(農業経営の指標の例 1) 【土地利用型農地所有適格法人】

営農	経営規模	生産方式	経営管理	農業従事の
水稲 + 麦 + 大豆 + 作業 受託	<作付面積> 水稲 夢つくし 400a ヒノヒカリ 200a 麦 はるか二条 2,000a 大豆 フクユタカ 2,600a 作業受託 稲刈 2,000a	<資本装備> トラクター 田植機 コンバイン 乗用管理機 麦大豆播種機 <土地> 農地中間管理 機構の事業活 用により農地 を集積 <技術水準> ・水稲防除は 無人ヘリ防除 を委託 ・大型機械に よる一貫作業 体系 ・水稲・大豆・ 麦の乾燥調整 は共同乾燥施 設利用 ・水管理等は 地権者に作業 委託	・大豆・麦の転 作主体の経 営で、一部 水稲は利用 権設定と作 業受託 ・水稲・大豆・ 麦の組み合 わせで土地 利用率200% ・水稲は複数 の品種を作 付けし、作 業を分散 ・利益を積み 立て、自己 資本を充実 ・記帳結果を 基に経営分 析を行い、 経営を改善	<労働力> 構成員 30人

[組織経営体]

(農業経営の指標の例 2) 【園芸品目を組み入れた集落営農組織の法人】

営農	経営規模	生産方式	経営管理	農業従事
水稲 + 麦 + 大豆 + 園芸 品目	<作付面積> 水稲 夢つくし 900a 麦 ヒノヒカリ 900a 麦 はるか二条 800a 大豆 フクユタカ 800a ブロッコリー 400a	<資本装備> 予冷庫 トラクター 田植機 コンバイン 乗用管理機 野菜移植機 麦大豆播種機 <土地> 農地中間管理機構 の事業活用により 農地を集積 <技術水準> ・大型機械による一 貫作業体系 ・水稲麦大豆の防除 は無人ヘリ防除を 委託 ・水稲・大豆・麦の 乾燥調製は共同 乾燥施設利用 ・ブロッコリーは移 植機等を導入し省 力化	・集落ぐるみ 型、利用権設 定による農地 集積 ・転作田で麦・ 大豆、ブロッ コリー作付け ・水稲は複数の 品種を作付け し、作業を分 散 ・記帳結果を基 に経営分析を 行い、経営を 改善	<労働力> 構成員 15人

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 1) 【土地利用型個別大規模経営】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲 夢つくし 200 a ヒノヒカリ 200 a 元気つくし 200 a 麦 はるか二条 1,000 a 大豆 フクユタカ 1,600 a	<資本装備> トラクター 田植機 コンバイン トラック 乗用管理機 <土地> ほ場整備された水田 を借地 <技術水準> ・主要機械装置は全 て装備 ・大豆の収穫作業は委 託 ・水稲・大豆・麦の乾 燥調整は共同乾燥施 設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定によ る農地集積 ・複式簿記記帳に より経営と家計 との分離を図る ・水稲・大豆・麦 の組み合わせで 土地利用率200% ・記帳結果を基に 経営分析を行 い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<労働力> 家族2人 ・休日制の導入

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 2) 【水稲+施設園芸】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 + イチゴ	<p><作付面積等></p> <p>水稲 夢つくし 130 a ヒノヒカリ 130 a イチゴ（施設）40 a （親床 15a 含む）</p>	<p><資本装備></p> <p>倉庫 パイプハウス 灌水施設 電照施設 予冷库 小型育苗施設 トラクター 田植機 コンバイン 軽トラック 管理機 暖房機 播種機 ロータリーカルチ</p> <p><土地></p> <p>ほ場整備された水田 を借地</p> <p><技術水準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要機械装置は全 て装備 ・イチゴは早期、普通 の作型組合せによ る労力分散 ・イチゴはJ Aパッ ケージセンターを 活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定に よる農地集積 ・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る ・記帳結果を基 に経営分析を 行い、経営を 改善 ・青色申告の実 施 	<p><労働力></p> <p>家族2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導 入 ・施設に係る 軽作業は臨 時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 3) 【水稲+花き+その他草花】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 + 花 き + その他 草花	<p><作付面積等></p> <p>水稲 夢つくし 60a</p> <p>キク（露地） 30 a キク（施設） 15 a ストック 5a アスター 5a</p>	<p><資本装備></p> <p>倉庫 育苗施設 冷蔵庫 暖房機 パイプハウス 二重カーテン 灌水施設 電照施設 トラック 動力噴霧器 管理機 選花機 結束機 トラクター 畝立て機 土壤消毒機</p> <p><土地></p> <p>保水・排水が良く耕土 が深い水田</p> <p><技術水準></p> <p>・水稲の基幹作業は委託 ・露地栽培と施設栽培 を組合せ花きの周年 出荷を目指す ・露地キクは大輪と小 菊による出荷期間の 拡大を図る ・露地電照やエスレル 散布による開花調節 を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る ・記帳結果を基 に経営分析を 行い、経営を 改善 ・青色申告の実 施 	<p><労働力> 家族2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導 入 ・農繁期は臨 時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 4) 【果樹＋水稻】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
果 樹 ＋ 水 稻	<p>〈作付面積等〉</p> <p>柿 富有 120a</p> <p>水稻 夢つくし 60a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>倉庫 軽トラック スピードスプレーヤー 運搬車 中耕機 播種機（育苗用） ハンマーモア シール機（冷蔵用）</p> <p>〈土地〉</p> <p>カキは生産性の良い園地への集約</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の基幹作業は委託 ・ カキは平棚栽培による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・ 青色申告の実施 	<p>〈労働力〉</p> <p>1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期は臨時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 5) 【果樹】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
ブドウ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ブドウ</p> <p>種無しピオーネ</p> <p>加温 20a</p> <p>無加温 20a</p> <p>トンネル 35a</p> <p>種無し巨峰</p> <p>トンネル 35a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>倉庫</p> <p>パイプハウス</p> <p>果樹棚</p> <p>防風施設</p> <p>冷蔵庫</p> <p>トンネル施設</p> <p>トラック</p> <p>運搬車</p> <p>スピードスプレーヤー</p> <p>草刈機 (オートモア)</p> <p>暖房機</p> <p>〈土地〉</p> <p>生産効率の良い園地への集約</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無加温、トンネル栽培は防霜対策実施 ・種なし栽培により、結実・収量の安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・加温、無加温、トンネルの組み合わせによる作業分散 ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<p>〈労働力〉</p> <p>家族3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期は臨時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 6) 【水稲+施設野菜】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 + 野 菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 夢つくし 400 a</p> <p>ブロッコリー 200a</p> <p>アスパラガス 20a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>倉庫 パイプハウス 灌水施設 トラクター 軽トラック 乗用管理機 野菜移植機 トラック 田植機 コンバイン カルチベータ 播種機（育苗用）</p> <p>〈土地〉</p> <p>ほ場整備された水田 を借地</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲の乾燥調整は 水稲の乾燥調整は共 同乾燥施設利用 ・アスパラガス、ブロ ックリーはJ Aパッ ケージセンターを活 用 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定に よる農地集積 ・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る ・記帳結果を基 に経営分析を 行い、経営を 改善 ・青色申告の実 施 	<p>〈労働力〉</p> <p>家族2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 7) 【繁殖牛】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
繁殖和 牛	<経営規模等> 経産牛 60頭 育成牛 10頭 飼料用稲 10ha イタリアンライグラス 5ha	<資本装備> 倉庫 畜舎 堆肥舎 育成舎 飼料庫 ショベルローダー 2tダンプ車 飼料作物機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・経営コンサルテーションを活用し経営の向上を図る ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<労働力> 家族2人 <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・臨時雇用の活用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 8) 【水稲+施設野菜(フキ)】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 + 野 菜	<p><作付面積等></p> <p>水稲 夢つくし 100 a</p> <p>フ キ 50a (親床 20a 含む)</p>	<p><資本装備></p> <p>倉庫 田植機 コンバイン パイプハウス トラクター 動力噴霧器 軽トラック ロールベアラー</p> <p><土地></p> <p>ほ場整備された水田 を借地</p> <p><技術水準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フキ種根を冷蔵することにより年内から長期出荷 ・水稲の乾燥調整は水稲の乾燥調整は共同乾燥施設利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・フキの施設は適地に団地化を行う ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<p><労働力></p> <p>家族2~5人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・春先の農繁期に臨時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 9) 【酪農】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農	<p>〈経営規模等〉</p> <p>経産牛 40頭</p> <p>育成牛 30頭</p> <p>飼料用稲（表作） 500a</p> <p>イタリアンライグラス（裏作） 500a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>畜舎 育成舎 飼料庫 倉庫 堆肥舎 パイプライン バルククーラー バンクリーナー 飼料作用機械一式</p> <p>〈資本装備〉</p> <p>乳用牛群検定組合に 加入し、生産性の向上 を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・牛群検定や経営コンサルテーションを活用し経営の向上を図る ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<p>〈労働力〉</p> <p>家族2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・酪農ヘルパー活用により休日確保

[個別経営体]

(農業経営の指標の例10) 【肉用牛】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛	<経営規模等> 黒毛和牛 頭 70	<資本装備> 倉庫 畜舎 堆肥舎 トラクター 軽トラック 飼料攪拌機 ショベルローダー 扇風機 ロールベラー マニュアルプレッタ <技術水準> 地元農家と堆肥交換 で稲ワラ収集 10ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営コンサルテーションを活用し経営の向上を図る ・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・ 青色申告の実施 	<労働力> 家族2人 ・ 休日制の導入

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、下記の営農類型については、あくまで例示であり、これらに該当しない営農形態については近隣の市町村の主要な営農類型等も参考にしつつ、個別に指標を判断することとする。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 1) 【野菜】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の 態様等
野 菜	<作付面積> アスパラガス 20a 直売用野菜 (露地軟弱 野菜) 30a	<資本装備> パイプハウス トラクター 動力噴霧器 軽トラック 灌水施設 <土地> アスパラガスは耕 土層が深く、排水良 好な圃場で栽培 <技術水準> 直売用野菜の出荷 期間は 11 月～5 月 で、計画的な播種を 行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A の部会加入 による技術、経営 支援 ・ J A の共販制度、 直売所出荷を活 用した販路の確 保 ・ 記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 収穫・出荷時期は 臨時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 2) 【花き】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事の 態様等
花き	<p>〈作付面積〉</p> <p>施設草花 15a</p> <p>露地草花 15a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>パイプハウス</p> <p>暖房機</p> <p>自動選花結束機</p> <p>予冷庫</p> <p>動力噴霧器</p> <p>〈土地〉</p> <p>保水・排水が良く 耕土が深い水田</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 露地栽培と施設栽培を組合せ、周年出荷を目指す ・ 播種時期をずらし、出荷時期を分散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の高度化、機械の導入による省力化 ・ 安定販売のために年間予約相対等に取り組む ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 定植、芽摘み、収穫、調整作業は臨時雇用

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 3) 【果樹】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事の 態様等
果 樹	<作付面積> 柿 80a	<資本装備> 倉庫 軽トラック スピードスプレーヤー 運搬車 シール機（冷蔵用） <土地及び技術水準> 第三者継承により、農地及び機械等は移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A による共同選果、共同販売 ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 4) 【酪農】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事の 態様等
酪農	<p>〈作付面積〉 イタリアン ライグラス 200a</p> <p>経産牛 20頭</p> <p>育成牛 12頭</p>	<p>〈資本装備〉 親元就農で、畜舎や 搾乳施設は整備済 み</p> <p>〈土地〉 堆肥は飼料作物栽 培に利用</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繋ぎ飼い、パイプ ライン方式 ・乳用牛群検定組合 に加入し、生産性の 向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・性選別精液を活 用し、後継牛の時 価育成を図る ・自給飼料を生産 し、飼料費の削減 を図る ・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 5) 【肉用牛】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (交雑 種肥 育)	<p>〈経営規模等〉</p> <p>交雑種 120 頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>倉庫 畜舎 堆肥舎 ボブキャット ロールカッター 軽トラック 飼料攪拌機 ショベルローダー 扇風機 ロールベアラー マニュアルスプレッタ</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農家と堆肥交換で稲ワラ収集 18ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営コンサルテーションを活用し経営の向上を図る ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・青色申告の実施 	<p>〈労働力〉 家族 2 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

[個別経営体]

(農業経営の指標の例 6) 【イチゴ】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
イチゴ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>イチゴ（施設）40 a （親床 15a 含む）</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>倉庫 パイプハウス 灌水施設 電照施設 予冷库 小型育苗施設 軽トラック 管理機 暖房機</p> <p>〈土地〉</p> <p>ほ場整備された水田 を借地</p> <p>〈技術水準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要機械装置は全て装備 ・ イチゴは早期、普通の作型組合せによる労力分散 ・ イチゴは J A パッケージセンターを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用権設定による農地集積 ・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・ 青色申告の実施 	<p>〈労働力〉</p> <p>家族 2 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 施設に係る軽作業は臨時雇用

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、普及指導センター、農業協同組合、筑豊農業共済組合、農業委員会を構成員とする飯塚市ががんばる農業応援協議会(以下、「がんばる協議会」。)を組織し、市内での新規就農を希望する者に対し就農支援対策を実施するとともに、認定農業者及び認定新規就農者への経営安定支援等の取組を行う。あわせて、市はがんばる協議会を中心として、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組み、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 飯塚市が主体的に行う取組

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入体制の整備

福岡県就農支援センターや普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等の協力のもと、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の設置や農業体験が可能な仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は、がんばる協議会を中心として、市内での新規就農を希望する者に対し一本化した相談窓口で相談活動と就農支援対策を実施することにより、円滑な就農支援を図り、新規就農者が希望する営農形態による安定的な農業生産と、農業経営を営む者及びその団体が地域の農業振興を図ることへの支援を行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することなく活動できるよう、地域計画の作成・見直しに係る協議の場等を通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、普及指導センター、農業協同組合等と協力し、収益性の高い品目の斡旋や作付指導を行うとともに、出荷のためのアドバイス等を行い生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する集出荷施設の活用、直売施設への出荷の促進及び他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施し、早期に安定した経営状態となり、収入の増加を図ることにより認定農業者への移行を促す。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画及び実質化された人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については福岡県就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合組織、飯塚市認定農業者や指導農業士等が、また農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、がんばる協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体

制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び福岡県就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び福岡県就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう福岡県就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2及び第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度となる。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p>備 考</p>
<p>45%</p>	

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積（集約）についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積（集約）の割合が高まるように努めるものとする。目標年次は概ね10年後とし、必要に応じて構想の変更時等に目標年次の見直しを検討する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積・集約に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積・集約の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度に利用集積・集約の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画策定事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場を設置するにあたり、農林振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、普及指導センター、農林事務所を参集範囲とする「飯塚市地域計画策定推進委員会」を設置し、市内61箇所で計画している地域計画の策定を円滑に進めるため、協議の場の開催時期や開催方法の検討を行う。

①協議の場の開催

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主要な農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者等）の意見を聴取し、適切な時期に開催する。

なお、協議の進捗状況に応じて、協議の場は複数回開催するものとする。

②開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、当該区域の主要な代表者や農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、農区長、認定農業者等）による地域の担い手への周知に加え、集落営農法人の総会、農地中間管理事業の説明会等の既存の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

また、市のホームページに協議の場の開催に係る掲示を併せて行い、関係者等への周知徹底を図る。

③協議の場の参集範囲

農業者、飯塚市、農業委員、農地利用最適化推進員、農業協同組合、農地中間管理機構（地域推進員）、福岡県、その他関係者を基本とし、協議の内容を勘案し、適切に参集する。

④協議する事項

「当該区域における農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を基本とし、地域の実情に応じて鳥獣害被害防止対策の方針や保全・管理等に係る方針を適宜実施する。

なお、協議の場では、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行っていく。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの地域計画、協議の場の開催に係る問い合わせへの対応を行うため、相談

窓口を農林振興課に設置する。

(2) 第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める必要があるため、これまで人・農地プランの実質化等の取組が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれることを原則とし、地域の担い手の経営範囲、地域の歴史的まとまりの経緯等を参考に、適切に設定する。なお、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地としての維持が困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全を図ることを念頭に、活性化計画の区域の設定について検討する。

(3) その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

①飯塚市人・農地プラン実質化検討会の活用

これまで設置していた「飯塚市人・農地プラン実質化検討会」は、「飯塚市地域計画策定推進委員会」に名称変更を行い残置するとともに、協議の場の開催、地域計画の策定、見直しに係る関係者の意見聴取の場として活用する。

②地域計画の変更

地域計画の変更が必要となった場合は、変更の程度に応じて、協議の場の開催の要否、参集範囲について「飯塚市地域計画策定推進委員会」にて検討し、関係者の理解が得られるよう配慮する。

③地域計画の進捗管理および実践

市は、関係機関・団体と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、農地中間管理事業等による利用権の設定が、地域計画に基づいて行われているか毎年度確認を行う。

(4) 利用権の設定に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる旧法第 19 条の規定により定められる農用地利用集積計画に基づく利用権の設定については、地域計画の達成に資することを原則とし、下記のとおり実施する。

① 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては a、d 及び e に掲げる要件のすべて)を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する農地中間管理機構が行なう特例事業又は独立行政法人農業者年金基金

法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他旧農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

② 利用権の設定等の内容

設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、賃借料の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

りとする。

③ 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産経営曲通知。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

④ 農用地利用集積計画の策定時期

ア 市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

⑤ 農用地利用集積計画の作成

ア 利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

イ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(①に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当

する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

⑥ 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(イ)に掲げる事項については、①のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等(①のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、賃借料及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が①のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

⑦ 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、⑥のイに規定する土地ごとに⑥のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

⑧ 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち⑥のアからカまでに掲げる事項を飯塚市の掲示板への掲示により公告する。

⑨ 公告の効果

市が⑧の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

⑩ 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

⑪ 紛争の処理

市は、利用権の設定等が行われた後は、賃借料又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

⑫ 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、⑧の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた①のエに規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必

要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) ⑧の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた①のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を飯塚市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行なう特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)福岡県農業振興推進機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業(以下「特例事業」という。)を行う(公財)福岡県農業振興推進機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構

が行う事業の実施の促進を図る。

(2)飯塚市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から、集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6-1号の認定申請書を飯塚市に提出して、農用地利用規程について飯塚市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイに掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②に認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を飯塚市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部

分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認

められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効果的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)福岡県農業振興推進機構)、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓

発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤の整備を進め、ほ場の区画化を進めるとともに、住環境を含めた定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。

イ 市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、水稻、麦、大豆、飼料作物を通ずる望ましい経営の育成を図りながら、地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 市は、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の1（2）に基づく水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の

円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、嘉飯桂地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月〇〇日から施行する。

別紙1(第5条の1の(4)①カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象農地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行なう農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条

第6号、第8号、または第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第5の1(4)②関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃借料の算定基準	③賃借料の支払い方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年又は6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが適当でないとは認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の賃借料の額に比準して算定し、近傍の賃借料がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される賃借料の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借料の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 賃借料を金銭以外のものとする場合には、その賃借料は、それを</p>	<p>1. 賃借料は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃借料の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 賃借料を金銭以外のものとした場合には、毎年一定の期日までに当該年に係る賃借料の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、飯塚市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を</p>

<p>る。</p>	<p>金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる賃借料の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>定めるものとする。</p>
-----------	--	--	------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃借料の算定基準	③賃借料の支払い方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借料の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地賃借料の額に比準して算定し、近傍の賃借料がないときは、その農業用施設用地の</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

	<p>近傍の用途が類似する土地の賃借料の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「賃借料」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払

<p>用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続を経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>
---	--	--